

- イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）
- ④ 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- ⑤ PFI法第9条の規定に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- ⑥ 入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、参議院から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 参議院が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同協力事務所として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）及び株式会社佐藤総合計画（同協力会社として株式会社AGスクーデリア）、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑦に同じ。
- ⑧ 参議院が事業者の選定に当たり、PFI法第11条の規定に定める客観的な評価を行うため、平成31年4月1日付けで設置した「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）総合評価審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑦に同じ。
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書を提出した者であること。
- (3) 維持管理企業に共通の参加資格要件 入札参加者を構成する企業のうち維持管理業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。
- ① 平成31・32・33年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記①要件を満たしていること。また、維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- (4) 運営企業に共通の参加資格要件 入札参加者を構成する企業のうち運営業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。
- ① 平成31・32・33年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記①要件を満たしていること。また、運営業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- ③ 警備・駐車場管理業務のうち、警備業務に携わる企業については、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく認定を有する者であること。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。
- ① 事業提案が要求水準（必須項目）を充足しているかについて審査を行い、事業提案が要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、充足しない場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点を付与する。
- ② 事業提案のうち参議院が特に重視する項目（加算項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。
- ③ (1)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 4 入札手続等
- (1) 担当部署
- ① 入札及び契約手続に関する問合せ先
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係 電話 03-5521-7536（ダイヤルイン）
- ② 要求水準書等に関する問合せ先
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部管理課企画室 電話 03-5521-7563（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書は、参議院ホームページ（URL：<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/choutatu/2018pfi/index.html>）にて公表する。なお、その他申請様式等についても同様とする。
- (3) 第一次審査資料の提出期限、場所及び方法 提出期限は、令和元年7月11日までの休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。提出場所は4(1)①に同じ。提出方法は第一次審査資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）とすること。
- (4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法 提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から令和元年9月12日までの休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。提出場所は4(1)①に同じ。提出方法は入札書及び第二次審査資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）とすること。
- (5) 開札の日時及び場所 日時：令和元年11月8日午後2時 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館東棟2階 営繕課・電気施設課会議室にて行う。
- 5 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除する。
- ② 契約保証金 免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の選定方法 上記3(1)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加 上記2(2)③、2(3)①及び②、2(4)①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により第一次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuyoshi Kurokawa, Director of the Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors.
- (2) Classification of the services to be procured : 75
- (3) Subject matter of the contract : Maintenance and operation of the Members' Office Buildings of the House of Councillors (2)